

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同月〇日以降基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）を離職し、同年〇月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、安定所長に離職理由に係る異議申立書を提出した。これに対し、安定所長は、会社を管轄するB公共職業安定所長に確認の上、離職理由を変更しないこととした。
- 3 本件は、平成〇年〇月〇日付けで安定所長が請求人に対し、同月〇日以降基本手当を支給しない処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が特定受給資格者に該当すると主張して、本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

第4 争 点

安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は会社都合の退職であるため、特定受給資格者に該当する旨主張するので、以下検討する。

(2) 特定受給資格者に該当する者の範囲については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）第35条等において規定されているが、請求人の主張から判断して、本件で検討すべき点は、請求人の離職理由が解雇（則第36条第1号）に当たると認められるか否かである。

(3) この点、請求人は、平成〇年当時、雇用形態選択通知書を提出していないので、会社が都合のいいように〇歳満了型を選択したと解釈している旨主張する。

しかしながら、雇用形態選択通知書のその他欄には「本通知書の提出が期限まででない場合は、「〇歳満了型」を選択したものとみなします。」との記載があることから、請求人は、同通知書を提出しなかった場合には、〇歳満了型を選択したものとみなされることを了知していたことが明らかである。

そして、同通知書の「〇歳満了型」の概要欄には「社員就業規則に基づき、〇歳定年年齢まで雇用されます。」「〇歳超えの再雇用はありません。」と明記されていることから、請求人は、雇用形態選択通知書を提出していなかったものの、結果として、平成〇年時点において定年退職日まで雇用されることを選択したものとみるのが相当であるので、請求人の当該主張は採用することができない。

(4) また、請求人は、改正高齢法に基づき、会社には希望者全員を定年後も雇用する義務がある旨主張するが、同法は、平成25年4月1日施行後においても継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保を講じることを義務付けているものであり、個別の労働者に対する継続雇用義務までを負わせたものではなく、請求人の当該主張は採用することができない。

(5) さらに、請求人は、会社が改正高齢法施行直前になって雇用形態選択で〇歳

満了型を選択した者を継続雇用から排除する旨の規定を社員就業規則に追加したのであるから、当該就業規則に基づいて継続雇用を拒否することはできない旨主張する。

しかし、仮に社員就業規則に第○条第○項が追加されなかったとしても、請求人は、同条第○項に定める「雇用形態選択により、会社のグループ会社での雇用を希望し、定年退職前に会社を退職した後、当該グループ会社に雇用された場合」には該当せず、同条第○項の規定により「定年年齢に達した日以後の最初の○月○日」である日平成○年○月○日をもって定年退職となるものと解されるので、請求人の当該主張は採用することができない。

(6) したがって、平成○年○月○日以降、会社には請求人を雇用する義務がなく、解雇（則第36条第1号）に当たる事実はないことから、請求人は特定受給資格者ではないものと判断する。

(7) なお、「期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったこと」（則第36条第7号）に該当する場合も特定受給資格者に当たるとされており、行政実務上、「定年後の継続雇用を希望していたにもかかわらず、就業規則に定める退職事由（年齢に係るものを除く。）に該当したため、60歳以上65歳未満の定年により離職した場合」も当該基準に該当するものとされている。しかし、請求人は、上記（5）のとおり、社員就業規則に定める退職事由のうち「年齢（定年○歳）」に係るものに該当したことにより離職するに至ったものといえるので、同号に当たるとはいえない。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。